のれんの会計をめぐる諸問題

解 題

早稲田大学大学院会計研究科 教授 秋葉 賢 一

\$

合併買収(M&A)の増加につれ、財務諸表におけるのれんの影響は増大している。本号の特集である「のれんの会計をめぐる諸問題」と言えば、のれんを償却すべきか否かを想定する読者が多いであろう。わが国では、のれんを償却し減損処理も行うが、国際会計基準(IFRS)や米国基準では、償却せず減損処理だけであるため、それは大きな論点である。しかし、他の論点が多々存在することにも留意する必要がある。

まず、会計上、のれんは、どのように生じているかを確認しよう。例えば、X社は、ある事業Yを100で取得するが、この事業Yには識別できる資産が時価80(簿価85)しかないものとする。

この場合、100が事業Yの使用価値(資本価値)であるとすると、旧事業Y側からみれば、識別可能資産の時価80に、当該資産によって市場平均を超えると期待される将来の利益の現在価値である 自己 創設のれん (internally generated

goodwill) 20を加えた100で売却したこととなる。 この場合、旧事業Y側では、回収額100と簿価85 の差15 (識別可能資産の売却損▲ 5 と自己創設 のれんの売却益20) が利益として実現する。

他方、取得者であるX社側からみれば、事業Y全体を100で取得したことを意味する。その内訳が、識別可能資産80と買入のれん(acquired goodwill)20であり、いずれも資産として会計処理される。それらは、X社にとって市場平均以上の将来の利益を生み出すと期待され、X社にとって回収すべき原価を示している。概念的には、買い入れた事業Yが、会計上の利益を計上していても(取得原価100を上回る回収があったとしても)、資本コストに見合う市場平均の正常利益(normal return)より小さい場合には、識別可能資産に超過利益はなく、当該買入のれんの価値は減少している。

次に、現在の会計基準では、他の事業や企業の

[例] X社は、ある事業Y (識別可能資産の時価が80、負債はない)を、新株発行(時価100)で 取得したものとする。

X社の貸借対照表(取得直前)					X社の貸借対照表(取得直後)			
諸資産	1,000	諸負債	200	L_/	諸資産	1,000	諸負債	200
		株主資本		Y	Y社資産	80	株主資本	
		払込資本	500		のれん	20	払込資本	600
		留保利益	300				留保利益	300
	1,000		1,000			1,100		1,100

買収である企業結合 (business combination) において、支払対価が現金による場合のみならず、自社の株式による場合でも時価によって取得したものとするパーチェス法を採っている ([例] 参照)。その結果、時価での取得原価が、買収された事業や企業の識別可能資産・負債を超過する額が、のれんとなる。

これは、将来の期待である「自己創設のれん」 と区別され、実際に投資した「買入のれん」である。本特集の各論文では、断りがない限り、「のれん」は後者を指しており、それをめぐる会計基準上の主な論点としては、以下が考えられる(例えば、企業会計基準委員会[2007][2009]参照)。

- (1) どの企業結合にパーチェス法を用いるか。
- (2) 自社の株式による場合、取得原価をいつの時価で算定するか(合意日か取得日か)。
- (3) 100%未満の取得の場合に、非支配株主持分 (NCI) を時価で算定するかどうか (部分の れんか全部のれんか)。
- (4) 識別可能資産・負債をいかに把握し、取得原価を配分するか。
- (5) のれんは、資産(または、負ののれんは負債) かどうか。
- (6) のれんに、税効果を適用するかどうか。
- (7) のれんを償却するかどうか。
- (8) のれんを償却する場合、何年以内で償却するか。
- (9) のれんの減損処理をどのように行うか。
- (10) のれんに関する注記として何を開示するか。 また、日本基準であれIFRSであれ、現行の会 計基準は、投資家などの財務諸表利用者の意思決 定に有用な情報を提供することを目指しているた め、会計基準内の論理のみならず市場の評価によ っても影響を受ける。したがって、前述の主な論 点は、財務諸表利用者の意思決定に有用かどうか

という観点からも吟味される必要がある。

梅原論文「のれん会計の動向と日本基準の課題 一会計学の視点から一」では、のれんの規則的償 却について、わが国の会計基準では、どのように 考えられているのかを整理している。その上で、 その論拠は、価値減少の忠実な反映というよりも、 正常性を重視した期間業績の把握にあるとした方 が日本基準の伝統的な考え方に合致する点を指摘

している。

また、梅原論文では、のれんの償却費による純利益の減少をその他の包括利益(OCI)の増加によって、IFRSと同額の包括利益とのれんの貸借対照表価額を保つという代替案を提示している。その結果、規則的償却では経営者による恣意的な耐用年数の設定がなされるという批判があるが、正常性を反映した純利益と価値の減少のみを反映した包括利益との両方を投資家が確認できるのではないかとしている。

このように、当該論文は、関心が高いと思われるのれんの償却・非償却、すなわち、前述の論点(7)に着目している。

大迫論文「のれんをめぐる会計実務について」では、まず、のれんに関する日本基準、IFRS、米国基準との主要な相違を確認しており、三つの会計基準は実質的にコンバージェンスされているものの、実務的には差異が生じ得る点があることを指摘している。これには、無形資産の定義や識別に関する定めが会計基準間で同一ではないことが含まれる(前述した論点(4))。また、のれんの減損テストを含む減損処理(論点(9))や注

次に、大迫論文では、日本におけるIFRSの適用企業74社、米国基準の企業23社、これから

記の相違(論点(10))もある。

穩鎮

IFRSを適用することを公表している企業46社の合計143社の開示状況をまとめている。これらのうち、のれんの残高が1,000億円以上の企業は41社、純資産に対するのれん残高の割合が100%以上の企業が6社、50%以上の企業が9社あるなど、のれんの影響が重要であることを確認している。

更に、当該論文では、国際会計基準審議会 (IASB) や米国財務会計基準審議会 (FASB) では、企業結合時の無形資産の識別、のれんの減損テストのほか、定期的な償却+減損アプローチを再導入するかどうかを含め、検討予定であるため、今後、会計処理の変更や重要な注記の追加の可能性を示唆している。

永田論文「のれんをめぐる実証研究の新動向一IFRS3号及びSFAS142号における論点を中心として一」では、IFRSと米国基準の適用企業をめぐる海外の実証研究をサーベイしている。のれんは、観察可能ではなく、その価格も公示されるようなことはないため、会計処理上、経営者に裁量の余地がある。それは、経営者の私的情報の利用を通じて財務諸表利用者に有用な情報を提供することができるという見方がある一方、経営者は私的利益を追求するため、有用な情報の提供につながらないという見方がある。

この点に関する実証研究として、永田論文では、 まず、買収時における取得原価の配分(purchase price allocation)(前述した論点(4))について、 経営者によって裁量的に買収価額の配分が行われ ていることを裏付ける結果が示されているとして いる。

次に、減損損失のタイミング(前述した論点(9))についてのレビューでは、全般的な傾向として、のれんの減損が疑われる場合であっても実

際には減損を報告せず、先延ばしにするケースが 多いことが明らかになっているとしている。

このように、のれんをめぐる経営者の私的動機に基づく裁量が観察されている一方、永田論文では、のれんやその減損損失は、将来キャッシュフローと有意な関連性があるという研究や、のれんに対する過剰配分の事実が判明すると当該企業に対する評価を引き下げていることを示す研究、更に、有効なコーポレート・ガバナンスによって、経営者の機会主義的な行動が抑制されているという研究などを紹介している。

石井論文「のれん情報の価値関連性及び将来業績との関連性」では、2007年3月期から15年3月期まで、日本基準を適用している企業を対象に、まず、資産として計上されているのれんのストック情報と、のれんの償却費と減損損失のフロー情報が、株価との関連性を有しているかどうかの実証分析を行っている。

その結果、のれんと企業価値との関連性は有意に正の関係が示されたため資産性は説明できたが、のれんの減損損失と企業価値との関連性は確認されなかったとしている。また、のれんの減損が予測される企業では、のれんの償却費と企業価値との間に有意に負の関係が見られたが、のれんの減損が予測されていない企業では、のれんの償却費がむしろ企業価値を押し上げる効果を生み出しているため、企業によってはのれんの償却が必ずしも適切ではない可能性があるとしている。

次に、将来業績に対して、のれんのストック情報が関連性を有しているかどうかの実証分析では、有意に負の値が示された。これは、のれんの資産性が示されていることからは、必要以上にのれんの償却費を計上していると考えることも可能であろうとしている。また、のれんの減損が予測

される企業では、そうでない企業に比べて、のれんの減損損失と将来業績との間の正の関連性が強く、また、計上されたのれんの減損損失のうち既に市場が予測していたと考えられる部分(期待のれん減損損失)と将来業績との間にも正の関係が示されている。これらは、市場の予想と同様にのれんの減損損失が実際に計上された場合、リストラによる効率化が示唆され、業績回復のシグナルとなり得るとしている。これらは、前述した論点(5)、(7) - (9) に関連する。

以上、本特集の論文は、のれんの償却に関する 論点(7)のほか、取得原価の配分に関する論点(4) やのれんの減損処理に関する論点(9)などにも 触れている。これらをどのように行うかによって、 のれんの償却を行っていても、のれん自体の金額 や償却費が異なってくるため、関連する論点であ る。

これに対し、本特集の論文は、前述した論点(1) - (3)、(6) にはあまり触れられていないが、それは、現行の会計基準間では大きな差異が見られないためと思われる。もっとも、非支配株主持分(NCI)を時価(公正価値)で算定するかどうか、すなわち、部分のれんか全部のれんかという論点(3)は、次の表のように、各会計基準間に差がある。

	部分のれん	全部のれん
日本基準	0	×
IFRS	0	0
米国基準	×	0

わが国では部分のれん(親会社株主持分に関するのれん)のみとされている。しかし、共通支配下の取引(例えば、60%子会社を100%子会社化するなどのグループ内組織再編)に関し、2015年4月以後開始する事業年度から、追加取得に関する差額は、IFRSや米国基準と同様に、資本剰余金とされたことを踏まえると、償却や減損を行うとしても、親会社株主持分へ与える影響は従来と大きく異なってくる(秋葉 [2012] [2014])。このように、のれんの会計をめぐる諸問題としては、のれんを償却すべきか否かをはじめ、多様な論点につき、本特集を通じて理解が深まれば幸

(参考文献)

いである。

- 秋葉賢一 [2012]「IFRSと全部のれん―経済的単一体説との関係―」『経営財務』No.3069.
- ―― [2014]「経済的単一体説の展開―わが国での 対応も含めて一」『企業会計』66巻1号.
- 企業会計基準委員会 [2007] 『企業結合会計の見直し に関する論点の整理』2007年12月.
- —— [2009] 『企業結合会計の見直しに関する論点 の整理』2009年7月.